2003.10.10

釧路司法書士会報

発行所／釧路市宮本1丁目2　釧路司法書士会　編集／会報編集委員会

Vol.99

法務大臣表彰にあたって

（釧路支部　窪田正克）

99号目次 CONTENTS

3	会長就任挨拶	釧路司法書士会　会長　中村圭佐
3	法務大臣表彰受賞にあたって	釧路支部　窪田正克
4	お祝いの言葉	釧路司法書士会　会長　中村圭佐
4	支部長就任のご挨拶	北見支部　支部長　加藤敦
5	支部長に就任して	網走支部　支部長　和田利夫
6	政治連盟の活動について	釧路会　会長　金倉孝志
7	北海道地区法律扶助担当者研究会開催	釧路支部　本間利夫
7	初めまして	北見支部　河原田明
8	入会のご挨拶	網走支部　吾孫子力
9	入会のご挨拶	北見支部　榎本紀子
9	会員の動き	
11	業務日誌	
12	編集後記	釧路支部　本間利夫

《表紙の写真》

「惜　秋」

世の中、あらゆる分野において「デジタル化」への流れは急速かつ、進歩的です。
写真界でも例外ではありません。
「表紙」の作品は、カラー写真を白黒コピーし、更に絵具で着色する“古い手”を使い、
敢えて「デジタル化」に背を向けてみました。

橋場弘一事務所勤務
今渕　誠

会長就任挨拶

釧路司法書士会　会長　中村圭佐

平成十五年四月十九日開催の釧路司法書士定時総会で引き続き会長に選任され、二期目の会長として就任致しました。政治に空白期間は許されないと言う言葉がありますが、まさに今の司法書士会に空白の期間はありえません。

司法書士法の改正により、一月には臨時総会で会則変更等を終え、簡易裁判所代理権取得の特別研修が四月二十六日からスタートとする合間の本会定時総会であり例年にない四月開催となる異例の総会で、関係各方面に御迷惑をおかけ致しました事をまずもってお詫び申し上げます。

第一回目の特別研修は四十三名受講し二十八名が認可証の交付を受けました。受講された皆さんの努力と真摯な態度に敬意を表します。

更に第二回目も十月十一日には始まりますので、それ迄には本会全体研修会等を全て終了したいなど、日程の合間を縫っての本会事業となり会員皆様に御迷惑をおかけしております。

簡裁代理権取得に基づく、相談権の取得により、民事法律扶助への関わり、市民の法的アクセスへの一助となるべく事業の推進など、釧路司法書士会は従来の法務局だけではなく、裁判所、弁護士会などへと出向く機会が増えてきました。これから司法書士は登記専門職能集団ではなく社会に広く求められる公益性の高い集団になるべく、知識を吸収し、信頼を得ていかなければならないと考えております。

さて、皆さんご存じの通りオンライン申請の導入に伴う不登記改正は、法務省民事局骨試案が出され、法制審議会、来年の通常国会には上程される運びとスケジュール的に確定しているようです。しかし、釧路司法書士会管内全てがコンピュータ化されていない中では、会員には戸惑いも多いと思いますが、説明会などを通して国民の権利を守るには、どうあり、どうすべきなのか考えて行きたいと思います。

ありとあらゆる事が切羽詰まっております。役員はもろちんの事、会員皆さんのご協力のもと邁進する所存であります。よろしくお願い致します。

法務大臣表彰受賞にあたって

釧路支部　窪田正克

本年六月の初め釧路会々長から法務大臣表彰の内定があった旨のお知らせがあり、六月十二日には連合会長からの正式通知があって、六月十九日に千葉県浦安市で開催される第六十四回定時総会において授与式を行うので出席するようにとの指示がありました。

私としてはいずれも急なことで思いもかけなかっただけにいささか戸惑いを感じながらも授賞式に参列、法務大

臣から直接表彰状を戴いてまいりました。

省みますと、昭和三十四年十月に司法書士の認可を受け開業以来今日迄周囲に支えられながら与えられた会の役職を勤めさせて戴き当たり前のことを当たり前に、これと言ってなすべきこともなくいたずらに歳月をむなしくしたように思います。

しかし今日迄大過なく過ごし、この表彰を受けましたことは、執行部及び会員諸先生方のご支援ご協力のたまものであると考えおります。

これから先何時まで業務を続けられるかわかりませんが執行部及び会員諸先生方の変わらぬご指導ご鞭撻により職務を全うしてまいりたいと存じます。

最後に永年にわたり、支えて下さった多くの方々に感謝致します。

お祝いの言葉

釧路司法書士会　会長　中村圭佐

平成十五年六月十九日開催の第六十四回日司連定時総会に於いて、釧路司法書士会顧問、窪田正克会員（釧路支部）が全国十八名の会員と共に森山法務大臣より直接、法務大臣表彰状が授与されました。

全国の他の受賞者よりは一段と若く、照れ臭いとご本人もおっしゃってましたが、釧路会の誇りであります。ご本人の日頃の精進の賜物でありましょうが、この受賞は釧路会会員全員の喜びでもあります。

先生おめでとうございます。これからも、会の運営、会員の指導など宜しく御願い申し上げます、と同時に先生の益々のご活躍をご祈念申し上げます。

支部長新任のご挨拶

北見支部　支部長　加藤敦

本年五月、北見支部支部長に就任しました加藤敦です。同副支部長には真貝康夫会員が就任しました。どうぞ宜しく御願い致します。

私は、過去二期四年間北見支部副支部長を務め、前々支部長酒井則孝会員、前支部長藤井誠二会員を補佐してきました。副支部長の仕事は支部長を補佐することは勿論、会計事務が主で、会員からの支部会費徴収、本会からの支部交付金受領による収入金により、支部総会で計画承認された支部行事、特に会員及び補助者を含めたレクリエーション（パークゴルフ、ボーリング等）や新年会の実施に伴う支出金の金銭管理が主なものです。勿論、これらのほかにも色々な仕事がありますが。

さて、本年四月一日から改正司法書士法が施行され制限付きではありますが一定の司法書士に簡裁代理権等が与えられることとなったこと、また、登記所の統廃合が急ピッチで進められたこと等、司法改革と言ってしまえばそれまでですが、まだまだ先の事と思っていただけに驚きの声をあげているのは私だけではないと思います。このような時期、あらゆる情報をいち早く収集し支部会員に伝達し、支部会員と共に時代の変化に乗り遅れないよう努力していきたいと思っております。

なお、来年度には網走支部との支部合併を予定している旨の本会会長からの話があり、北見支部としては、時代の流れから言っても反対する理由は見あたらず、しかしながら、お互いの支部にとっては一大転機であることに間違いはなく、両支部会員の意思統一を図ることが最も大事であり慎重に対処したいと考えております。今後、網走支部との話し合いが行われることと思いますが、北見支部会員のご協力をお願いし北見支部長の新任の挨拶とさせていただきます。

支部長に就任して

網走支部　支部長　和田利夫

平成十五年四月十六日に開催された網走支部の定時総会において支部長に選任され、土田支部長の後任として就任いたしました。

私が平成十一年に本会の広報部長を担当し、会報発行の終ての文末に「高度情報化の時といわれる現代に生きる者として、インターネットを通じて情報が速く会員の事務所に届く時代がキット来るもの・・・」と書きましたが、もうその時代の浪に押し流されようとしており、しがみつくのがようやっとです。

タイプライターからワープロ、そしてパソコンと進んできている。司法書士会にはホームページが開設されたとあります。

世の中がめまぐるしく変る中で、簡易裁判所への代理権の取得など新しい資格取得等が与えられ、このような変動について行けないもどかしさ、そして更には網走支部が北見支部に合併も考えなければならない時期に来ており、美幌出張所が北見支局に統合されたこともあり、六月十四日に開催された合同役員会（理事会・支部長会）で会長より、根室と網走支部のそれぞれの合併を積極的に進める時期が来ているとの意見もあり、私独自で進めるものでもないので、過去のアンケート等により再度管轄の先生方（美幌四・網走四・女満別一・小清水一・斜里二）の意見を聴取し進めて参りたいと考えております。

本年十月には七十才の大台に乗ろうとしておりますが、与えられた責任は各会員の協力をいただきながら、網走支部そして本会の発展向上のため力を尽くしていきたいと考えておりますので、今後とも一層のご理解とご支援をお願いして就任のご挨拶といたします。

政治連盟の活動について

釧路会 会長 金倉孝志

司法書士にとっての司法制度改革の、次のステージはデジタルテクノロジーによる情報革命を迎えることにあります。

すでに登記制度においては、不動産、商業、供託とコンピューター事務化が進歩しております。

「オンライン登記情報提供システム」は平成十一年よりはじまり、登記の内容が事務所において入手可能となりました。また他管轄の情報も「登記情報交換システム」により可能となりました。

しかしこうしたコンピューター計画に連結して統廃合が一方通行的に進行しております。法務局が統廃合されても司法書士は地域に残り法的サービスを担っていくのです。

現実の地理的事情、交通機関への対策も講じることはなく、地域住民の反対運動もほとんど介意されない状況です。

統廃合計画の見直し、そして登記制度改革の一方で、情報公開によるプライバシー保護と個人情報の守秘義務の擁護対策の検討とを併せ、今日の実情を司法制度改革の中で訴え続けていくことを政治連盟は確認いたしました。

さらに、司法書士が国民の期待と信頼に応えるように、推進議員連盟は次の決議を為したのです。

一、オンライン化における登記申請システムの導入にあたっては、司法書士が不動産取引きにおいて実践してきた調査確認業務を正当に評価し、さらなる登記の真実性を確保するため、専門家である司法書士の役割ならびに権限・義務を法的に位置づける。

一、司法ネット構想の創設にあたっては、法律相談権限等を有する国民に身近な司法書士の専門性を充分に活用する。

一、ＡＤＲの創設においては、司法書士による国民の日常生活から生じる紛争解決機能の実績を充分に検討し、積極的活用を図る。

最後に訴えたいのは、政治連盟は財政面で特に積極的な支援を受けることが重要だということです。組織を充実化するには会員全員の理解を得ることが必要です。財政基盤の確立を訴えつづけることが命題となります。

第二十七回大会において、会費増額の決定を得て、一応通常の組織維持がなされましたが、以後も経費節減に努め、より効果的な予算執行に努力しております。

長引く不況の中、会費収入を万全なものとし財政基盤を強化することは極めて難しいのですが、何よりも各単位司政連の財政基盤強化に努力し、組織の充実を図りたいと考えております。

財政健全化計画の意を体し、司法制度改革と司法書士制度改正の為に積極的に行動を起こしていきたい。絶大なるご協力を期待します。

北海道地区法律扶助担当者研究会開催

釧路支部　本間利夫

本年度は、七月十一日午後一時より、釧路全日空ホテルで開催されました。

日弁連の亀井時子氏、道弁連渡辺英一氏、道ブロック司協会岩井栄典氏、釧司会中村圭佐氏等全体で五〇名程度の参加者があり、司法書士も十六名出席致しました。

テーマは、公的弁護制度と民事法律扶助制度の改革について、司法書士による簡裁代理についてで活発なる意見交換が行われた。

当日は、前日から降り続いた大雨の影響で、白糠町内でがけ地崩壊、民家が土砂に押し流されて損壊、この土砂の影響で、ＪＲ根室線の白糠～西庶路間の線路が土砂で埋まり、各列車が運休又国道三十八号線も通行止めとなり何名かの遅刻者、欠席者が出たが、閉会後の懇親会では、目前に迫る簡裁訴訟代理関係業務の認定試験発表の話題が中心となった。

初めまして

北見支部　河原田　明

初めまして。「かわはらだ　あきら」と、申します。愛知県会から転入してまいりました。（実際には、登録だけ残して無所属の期間もありますが、細かいことは省略します）

生まれは愛媛県の今治市の近くの海辺の町です。その後、大阪などに居住したこともありますが、名古屋での生活が一番長かったです。

転入のきっかけ：妻が、北見の日赤看護大の教員をしたいと言うので、平成十一年四月に単身赴任で北見に送り出しました。その後、平成十三年四月に双子の娘を出産致しまして、妻一人では対応出来ないので、手伝いに呼ばれて来たのが、私の北海道生活そもそもの始まりです。

当初は何年間か後には本州に帰る予定でありましたが、北海道生活もなか

なか気に入りましたので居着くことに致しました。

趣味関係・以前は合気道などスポーツもやりましたが、今は健康管理のために、近くのプールで時々歩くこと位です。

ゴルフはやりません。スキーはやったことがありません。麻雀は少しだけ打てます。

もともとあまり活動的ではありませんし、まだ子育てが忙しくて疲れていますので、暇なときは家でテレビを見ながらゴロゴロしていることが多いです。

試験合格は平成三年なのですが、専門学校の講師など実務以外の期間が長く、また子育てを担当していて二年以上のブランクがありますので、業務を再開するにあたって不安で一杯です。皆様方の御指導を宜しく御願い致します。

入会のご挨拶

網走支部　吾孫子　力

本年三月末から網走市内で開業しましたアビコチカラと申します。昭和十八年生まれの道内産、道内育ち、道内の法務局を転々とし、平成十四年の春に退職しました。

先輩の急逝により、事実上そのあとの事務所を引き継ぐこととなったのが、この道に入るきっかけであります。

還暦を過ぎた身にとってこれから勉強しなければならないことがあまりにも多く、いささかゆううつな気持ちではありますが、急逝した先輩の意思を継ぎ、また今後の自分のためにも頑張らなければと思っております。

本年二月末から一週間のブロック新人研修を受講させていただきましたが、この業界の本質の一たんを知ることができ、大変有意義なものでありました。今後、簡裁代理権取得のための特別研修もあるそうで、どの道も年齢に関係なく厳しいものなのだということを実感しております。

ところで、最近の官公署の窓口は、あらゆる面で改善が図られているようで、大抵の手続きは本人自身が行えるようになってきております。このことは、登記事件についても同様で、私たちの業務に大きな影響を与えていると考えます。加えて、登記需要が減少しておりますので、今後どのようにしたらお客様に足を運んでもらえるような事務所になれるのか、思い悩んでいるところであります。

ここ網走は、法務局職員当時二度勤務し、通算八年間にわたり家族全員で過ごした想い出の地であります。この度、約二十年ぶりで戻ってまいりましたが、当時のお付き合いさせていただいた方が大勢いらっしゃいますので、何の違和感もなくすんなりと人間関係を始めさせていただいております。御無礼の点は、右の事情に免じてお許し願います。

今後長くお付き合いさせていただくこととなりますが、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

入会のご挨拶

北見支部　榎本紀子

昨年の今頃、試験の結果にドキドキしていた自分をすでに懐かしく思います。あれから一年、無事登録を済ませ、晴れて釧路会の仲間入りをさせていただきました。

仕事を始めて五ヵ月、補助者経験もない私には戸惑うことも多々ありますが、幸い私は、父（榎本信一）という大先輩のもとで実務を覚えられるので、恵まれた環境にたいへん感謝しています。しかし、甘えてのほほんとしていては、不況の波にのみ込まれそうなので、日々勉強、一生勉強の心構えでいかなくては、と気を引き締めています。

私が試験勉強をしていたここ数年、商法大改正、司法書士法の改正及びそれに伴う試験内容の見直しの問題など、受験界でも周辺が急激に騒がしくなってきていました。そして今年、改正司法書士法が施行され、新聞紙面などで「司法書士」の文字を目にすることがますます多くなり、その職域の拡大が注目されています。

私の同期はほとんどが札幌会所属で、新人にとって仕事の獲得は厳しいらしいのですが、この職域拡大をチャンスとばかり、成年後見に力をいれようとか、裁判関係に力をいれようとか、各々いろいろ考えているようです。

私も、これから経験と研鑽を積み重ねて、地域のみなさんのニーズに応えられる司法書士を目指していきたいと思っています。

当面の課題は、丁寧・迅速・正確に仕事を処理すること。なんといっても登記所が片道一時間と遠いので、『取下なし！』『補正なし！』『交通安全！』です。

今後とも、ご指導よろしくお願いいたします。

会員の動き

☆死亡

佐々木正（北見支部）
生年月日　昭和二年　五月二十七日
死亡年月日　平成十五年三月十三日
登録年月日　昭和五十四年一月一日
登録番号　釧路第五七号
事務所　北見市北八条東一丁目一番地

☆入会

吾孫子力（網走支部）
生年月日　昭和十八年　一月六日
登録年月日　平成十五年二月二十日
登録番号　釧路第一八九号
事務所　網走市南六条東一丁目

六番地五
電話番号　〇一五二ー四三ー二五六一
ＦＡＸ　〇一五二ー四三ー五三四七
自宅住所　事務所に同じ
自宅電話　事務所に同じ

榎本紀子（北見支部）
生年月日　昭和三十九年十月一日
登録年月日　平成十五年四月十日
登録番号　釧路第一九〇号
事務所　紋別郡遠軽町一条通北四丁目一番地二六
電話番号　〇一五八四ー二ー二五四三
ＦＡＸ　〇一五八四ー二ー二五四三
自宅住所　常呂郡佐呂間町字永代町八〇番地の二〇
自宅電話　〇一五八七ー二ー三七三四

矢崎光高（釧路支部）
生年月日　昭和四十八年八月二十四日
登録年月日　平成十五年五月二十二日
登録番号　釧路第一九一号
事務所　釧路市浦見四丁目二番十八号
電話番号　〇一五四ー四一ー二一六一
ＦＡＸ　〇一五四ー四一ー二一六二

☆登録の変更（事務所移転）

矢崎光高
札幌会に変更の登録申請中

☆登録事項の変更（事務所移転）

長谷川博一（根室支部）
新事務所　〒〇八六ー一〇四四　標津郡中標津町東四条北一丁目二番地七
電話番号　〇一五三七ー三ー二七九八
ＦＡＸ　〇一五三七ー三ー二八三四
（平成十五年六月二十六日届出）

矢筈原浩介（網走支部）
新事務所　〒〇九九ー二三二一　網走郡女満別町西一条六丁目二番一八号
電話番号　〇一五二七ー五ー六〇九九
ＦＡＸ　〇一五二七ー五ー六二一一
（平成十五年七月二十三日届出）

佐藤正樹（釧路支部）
新事務所　〒〇八五ー〇〇一五　釧路市北大通り八丁目一番十号
電話番号　変更なし
ＦＡＸ　変更なし
（平成十五年九月五日届出）

☆登録事項の変更（ＦＡＸ番号変更）

加藤敦（北見支部）
ＦＡＸ　〇一五七ー二二ー五一二七
（平成十五年七月十六日届出）

業務日誌

2月6日在釧理事会、年金資金運用基金処理　於：事務局
13日特別研修会議、年金資金運用基金処理　於：事務局
補助者申請
（佐々木正事務所、武信隆司殿）
14日登録申請・面接（河原田　明）　於：事務局
15日「簡裁民事実務教室」　於：NTT北海道セミナー
18日今法律事務所訪問
（中村会長、阿部副会長、尾越理事）
21日年金資金運用基金処理　於：事務局
補助者申請
（有賀事務所、内山登起子殿）
22日ブロック理事会・連合会との倫理綱領作成意見交換会　於：京王プラザ
（中村会長、志築理事、有賀理事）
23～ブロック新人研修
3月1日　於：NTTセミナーセンター
26日非司法書士対策委員会　於：事務局
28日年金資金運用基金処理　於：事務局
3月3日登録申請・面接（吾孫子　力）　於：事務局
7日在釧理事会・年金資金運用基金処理　於：事務局
12日年金資金運用基金処理　於：事務局
15日「簡裁民事実務教室」　於：NTTセミナーセンター
20日司法書士法改正記念式典・祝賀会　於：赤坂プリンスホテル
24日登録申請・面接（榎本　紀子）、年金資金運用基金処理　於：事務局
27日法務局挨拶（中村会長、阿部副会長）
28日司法書士登録交付式
（吾孫子　力　網走支部）
〃補助者申請
（吾孫子事務所、野呂敏範殿）
〃オンライン登記申請制度に関する担当者会議　於：日司連ホール（森理事）
29日特別研修ブロック別説明会　於：ルーシス札幌（野村副会長、佐渡理事）
30日特別研修講師説明会　於：札幌会（野村副会長、阿部副会長）
4月3日年金資金運用基金処理　於：事務局
4日補助者申請
（佐々木秀喜事務所、三船絵梨殿）
5日特別研修リーダー会議　於：事務局
7日年金資金運用基金処理　於：事務局
9日第一回会長会　於：日司連ホール（中村会長）
10日第一回会長会、第六十三回日司連定時総会　於：日司連ホール（中村会長）
11日会計監査　於：事務局
12日理事・支部長合同会議　於：事務局
19日第三十六回定時総会　於：ホテル網走湖荘
20日第一回ブロック理事会　於：札幌第一ホテル
22日在釧理事会、年金資金運用基金処理　於：事務局
23日年金資金運用基金処理　於：事務局
26日中央発信講義（釧路ロイヤルイン）
27日中央発信講義（釧路ロイヤルイン）
5月1日年金資金運用基金処理　於：事務局
6日登録申請・面接（矢崎　光高）
10日特別研修ゼミナール（釧路・帯広）
11日特別研修ゼミナール（釧路・帯広）
25日特別研修模擬裁判
（釧路ロイヤルイン）
27日特別研修実務研修（釧路簡裁）
特別研修会議　於：事務局
28日特別研修実務研修（釧路簡裁）
31日特別研修模擬裁判
（釧路ロイヤルイン）
6月1日特別研修総合講義・考査
（釧路ロイヤルイン）
5日司法書士登録交付式
（矢崎光高　釧路支部）

6日　年金運用基金処理　於：事務局
7日　第二回ブロック理事会・平成十五年度北海道ブロック定時総会（京王プラザ）
10日　在釧理事会　於：事務局
14日　理事・支部長合同会議　於：事務局
16日　裁判所との相談員打合せ
　於：事務局
　（中村会長、阿部副会長、尾越理事）
17日　成年後見釧路支部打合せ（白糠学園）
　於：事務局
〃　年金資金運用基金処理　於：事務局
〃　補助者申請
　（佐々木正夫事務所、及川ひろみ殿）
19日　第六十四回日司連定時総会
　於：ベイホテル東急
　（中村会長、遠藤代議員）
20日　第六十四回日司連定時総会
　於：ベイホテル東急
　（中村会長、遠藤代議員）
21日　企画・研修委員会
26日　補助者申請（佐々木富昭事務所、酒井道諸殿）
28日　広報・会報委員会　於：事務所
7月3日　年金資金運用基金処理　於：事務局
4日　裁判所市民講座
　於：釧路地方家庭裁判所
4日　年金資金運用基金処理　於：事務局
5日　第三回ブロック理事会
　於：札幌司法書士会
8日　在釧理事会　於：事務局
11日　法律扶助担当者研究会
　於：釧路全日空ホテル
15日　年金資金運用基金処理　於：事務局
22日　不動産登記法改正全国担当者会議
　於：日司連ホール（中村会長）
23日　不動産登記法改正全国担当者会議
　於：日司連ホール（中村会長）
24日　年金資金運用基金処理　於：事務局
25日　司法書士制度推進議員連盟総会
　於：赤坂プリンス
　（中村会長、金倉会長）
〃　不動産登記法改正担当者会議
　於：日司連ホール（中村会長）
〃　補助者申請
　（矢篦原事務所、堀川智恵子殿）
28日　青木茂先生黄綬褒章祝賀会　於：ニューオオタニ札幌（中村会長）
29日　全国法律扶助サポート委員担当者会議　於：日司連ホール（有賀理事）
8月3日　クレサラホットライン北海道ブロック実行委員会　於：札司会（矢篦原）
4日　白糠学園夏季セミナー　於：白糠学園（遠藤豊和、日下、志築理事）
6日　年金資金運用基金処理　於：事務局
8日　在釧理事会　於：事務局
9日　札幌会第一回研修会「新司法書士倫理」　於：北海道経済センター
18日　補助者申請
　（長谷川事務所、長谷川啓子殿）
22日　ブロック新人研修実行委員会
　於：札司会（神津理事、佐渡理事）
23日　北海道・東北ブロック合同会議
　於：郡山
　（中村会長、尾越理事、志築理事）
26日　在釧理事会　於：事務局
30日　全道一斉クレサラホットライン
　於：北見市ビッツアークホテル

編集後記

七月二十八日、改正司法書士法に基づく簡裁訴訟代理権の第一回認定試験の合格者が発表された、全国で二千九百八十九人、道内で百十五名が合格した。合格率は全国で七十九%、道内で六十五%であった。

ご多忙の中、会報に原稿を寄せていただきました皆様に感謝いたします。

釧路支部　本間利夫

司法書士会会報編集委員会　平成15年10日発行（第99号）
会報編集委員　本間利夫　小林伸兼　須藤正美　吉孫子力　長谷川博一
担当副会　広報部長　担当理事　西井則孝　畠山要蔵　森一也
印刷（有）サンケイプリント社　電話 0157-23-3018